

平成28年度法人税関係の改正(中小法人関連)

平成28年度の法人税関係の改正で中小法人^(注1)に関する主なものを教えてください。

平成28年度法人税関係の改正は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」。という考え方の下、①法人税率の引き下げ、②減価償却制度の見直し、③欠損金の繰越控除制度の見直し、④生産性向上設備投資推進、環境関連投資推進、雇用推進税制の見直し、⑤交際費課税の特例の2年延長、⑥企業版ふるさと納税の創設などの改正が行われました。ここでは、①～③の概要を説明します。

1. 法人実効税率の引下げ

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税の税率が23.4%（改正前23.9%）に引き下げられます。さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度から23.2%に引き下げられます。この結果、国・地方を通じた法人の実効税率は、平成28年度以降「20%台」になります。

中小法人については、課税所得年800万円以下の部分に対する法人税率は19%に軽減されています。（租税特別措置法により3年間の時限措置として15%にされていましたが、平成28年度をもってこの時限措置は終了します。）

区分・適用関係		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
普通法人・ 人格のない 社団等	中小法人 又は 人格のない 社団等	年800万円 以下の部分	15%	15%	19%
		年800万円 超の部分	23.9%	23.4%	23.4%
	中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%	23.4%

平成27年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度

2. 減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以降に取得する固定資産のうち、建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

また、鉱業用減価償却資産の償却方法についても、定率法が廃止され、定額法と生産高比例法のいずれかから選択することとなりました。

3. 欠損金の繰越控除制度の更なる見直し

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等における控除限度額と繰越控除期間について、次のように改正されました。

中小法人等 (注2)	控除限度	100%			
	繰越期間	9年	9年	9年	10年
中小法人等 以外の法人	控除限度	65%	60%	55%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年

平成27年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度

（注1）中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の大法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。

（注2）中小法人等とは、中小法人、公益法人等又は協同組合等に該当する法人をいう。

参考「国税庁HP 法人税関係改正」

（ホームページについて調べる>パンフレット・手引き）
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-05>